	2　投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと無線鉄塔投資額 ＝音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価 ＋音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価
衛星通信設備	1　設備量の算定 ⑴　区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数にチャネル切上単位（52M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。 ⑵　⑴の地球局必要回線数を、１トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置（この項において「ＴＤＭＡ装置」という。）架当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を衛星送受信装置架数とする。 ⑶　地球局１局ごとに衛星アンテナ数は１組とし、本土側地球局１局ごとに衛星回線制御装置架数は１組とする。 ⑷　局ごとに、⑴から⑶までにより求めた必要トランスポンダ数、ＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系ＴＤＭＡ装置架数、音声系衛星送受信装置架数、音声系衛星アンテナ数及び音声系衛星回線制御装置架数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。 局ごと衛星通信設備投資額 ＝音声系トランスポンダ数×トランスポンダ単価 ＋音声系ＴＤＭＡ装置架数×ＴＤＭＡ装置架単価 ＋音声系衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価 ＋音声系衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価 ＋音声系衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価
加入系電柱	1　設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを当該局の電柱本数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。 局ごと加入系電柱投資額＝音声系加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率
中継系電柱	1　設備量の算定 ループごとに、中継系管路亘長㎞（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系電柱本数とする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。 ループごと中継系電柱投資額＝音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価
加入系管路	1　設備量の算定 ⑴　局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路亘長㎞とする。 ⑵　⑴の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条㎞及びインナーパイプ延長㎞とし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条㎞及びインナーパイプ延長㎞とする。 ⑶　局ごとに、加入系管路条㎞及び加入系管路亘長㎞から、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。 ⑷　⑶の加入系管路条㎞、加入系管路亘長㎞及び⑵のインナーパイプ延長㎞からそれぞれデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系管路条㎞、音声系加入系管路亘長㎞及び音声系インナーパイプ延長㎞とする。